

# **文教公安常任委員会關係**

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																														
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり置く。	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校、高等学校及び特別支援学校を次のとおり置く。																														
(1) 一略一	(1) 一略一																														
(2) 高等学校	(2) 高等学校																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一略一</td><td>一略一</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄北高等学校</td><td>新庄市</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄北高等学校最上校</td><td>最上郡最上町</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄南高等学校</td><td>新庄市</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄南高等学校金山校</td><td>最上郡金山町</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄神室産業高等学校</td><td>新庄市</td></tr> <tr> <td>一略一</td><td>一略一</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	一略一	一略一	山形県立新庄北高等学校	新庄市	山形県立新庄北高等学校最上校	最上郡最上町	山形県立新庄南高等学校	新庄市	山形県立新庄南高等学校金山校	最上郡金山町	山形県立新庄神室産業高等学校	新庄市	一略一	一略一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一略一</td><td>一略一</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄志誠館高等学校</td><td>新庄市</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄志誠館高等学校最上校</td><td>最上郡最上町</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄神室産業高等学校</td><td>新庄市</td></tr> <tr> <td>山形県立新庄神室産業高等学校金山校</td><td>最上郡金山町</td></tr> <tr> <td>一略一</td><td>一略一</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	一略一	一略一	山形県立新庄志誠館高等学校	新庄市	山形県立新庄志誠館高等学校最上校	最上郡最上町	山形県立新庄神室産業高等学校	新庄市	山形県立新庄神室産業高等学校金山校	最上郡金山町	一略一	一略一
名称	位置																														
一略一	一略一																														
山形県立新庄北高等学校	新庄市																														
山形県立新庄北高等学校最上校	最上郡最上町																														
山形県立新庄南高等学校	新庄市																														
山形県立新庄南高等学校金山校	最上郡金山町																														
山形県立新庄神室産業高等学校	新庄市																														
一略一	一略一																														
名称	位置																														
一略一	一略一																														
山形県立新庄志誠館高等学校	新庄市																														
山形県立新庄志誠館高等学校最上校	最上郡最上町																														
山形県立新庄神室産業高等学校	新庄市																														
山形県立新庄神室産業高等学校金山校	最上郡金山町																														
一略一	一略一																														
(3) 一略一	(3) 一略一																														